

公益社団法人福岡県少年警察ボランティア協会定款

平成24年4月1日

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 会員（第5条－第11条）
- 第3章 役員等（第12条－第19条）
- 第4章 総会（第20条－第31条）
- 第5章 理事会（第32条－第40条）
- 第6章 財産及び会計（第41条－第47条）
- 第7章 定款の変更及び解散（第48条－第51条）
- 第8章 事務局（第52条）
- 第9章 情報公開等（第53条－第55条）
- 第10章 補則（第56条）

附則

第1章 総則

第1条 本法人は、公益社団法人福岡県少年警察ボランティア協会（以下「本会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本会の主たる事務所は、福岡市博多区に置く。

2 本会は、理事会の決議により、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（目的）

第3条 本会は、少年補導員その他の少年の非行防止又は健全育成のための活動を行う者（以下「少年補導員等」という。）の支援等を行うとともに、これらの者により組織される団体の相互の連携を図り、もって少年の非行防止及び健全育成に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 少年補導員等により組織された団体との連携に関する事業
- (2) 少年補導員等に対する研修
- (3) 少年補導員等に対する表彰
- (4) 少年の非行防止及び健全育成に関する広報啓発
- (5) 少年の社会参加活動及びスポーツ活動の促進
- (6) 少年の非行防止及び健全育成に関する書籍等の出版
- (7) 少年の非行防止及び健全育成に関する調査研究

(8) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、福岡県内において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

(1) 正会員 警察署単位ごとに組織された少年補導員等の団体で本会の目的に賛同して、次条の規定により入会したもの。

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助する個人又は団体で、次条の規定により本会に入会したもの。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 本会の会員となろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 前項の入会申込書の提出があった場合は、総会において別に定める基準により、理事会においてその認否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

(会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、別に定める規則により賛助会費を納入するものとする。

3 本会の運営上特に必要がある場合においては、総会の議決を経て、会員から臨時会費を徴収することができる。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 会員である団体が消滅したとき。

(3) 正会員2年以上、賛助会員5年以上会費が未納となったとき。

(4) 除名されたとき。

(5) 正会員の全員が同意したとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の議決に基づき、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、その総会の日から1週間前

までにその旨を通知し、かつ総会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款、規則又は規程に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

2 会長は、会員を除名した場合は、すみやかに文書をもって除名した会員にその旨を通知しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、除名され、又は会員資格を喪失した会員が、退会し、除名され、又は会員資格を喪失する前に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役員等

(役員の種類)

第12条 本会に、次の役員を置く。

理事 10人以上16人以内

監事 2人以内

2 理事のうち、1人を会長、5人以内を副会長とする。

3 前項の会長をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、理事のうち1人を同項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任等)

第13条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、及び業務執行理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 理事の内には、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事の総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。監事についても同様とする。

4 理事については、他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えるものになってはならない。監事についても同様とする。

5 監事には、理事（親族その他特殊な関係がある者を含む。）及び使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

6 役員に異動があったときは、2週間以内に登記をし登記事項証明書を添えて、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、この定款で定めるところにより、本会の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、本会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は会長を補佐する。

4 業務執行理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の職務を執行する。

5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、前2項及びこの定款で定めるもののほか、一般社団・財団法人法第100条から第104条までに規定する業務を行う。

(役員の任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結時までとする。ただし、任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任することができる。

4 役員は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第17条 役員は、総会の決議により、これを解任することができる。

(顧問、参与及び相談役)

第18条 本会に、任意の機関として、顧問、参与及び相談役を置くことができる。

2 顧問については警察活動等について高度な知識及び経験のある者のうちから、参与については本会の事業に関係ある者のうちから、相談役については本会に功労があった者のうちから、理事会の決議により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に応え、又は理事会に出席して意見を述べることができる。なお、顧問は、若干名とし、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

4 参与は、会長の業務の処理に関して会長の諮問に応える。なお、参与は若干名とし、任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

5 相談役は、少年の非行防止及び健全育成に関する活動に関して会長の諮問に応える。なお、相談役は若干名とし、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(報酬等)

第19条 役員、顧問、参与及び相談役は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し、必要な事項は総会の決議によって別に定める規則において定める。

第4章 総会

(種別)

第20条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会はすべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権能)

第22条 総会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員の選任又は解任
- (4) 役員等の報酬の額及び費用の支弁に関する規程の制定
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令で定められた事項

(開催)

第23条 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会議の目的たる事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第24条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条の規定による請求があったときは、その日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合は、正会員に対して、総会に付議すべき事項、総会の日時及び場所並びに総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとする場合はその旨を示して、開催の日の7日前（会議に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとする場合は、2週間前）までに、文書をもって通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、総会は、正会員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第26条 総会における議決権は、正会員1人につき1個とする。

(決議)

第27条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第28条 理事又は正会員が総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第29条 理事が正会員の全員に対して、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(書面表決等)

第30条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理権を証明する書面を提出して、他の正会員を代理人としてこれに表決を委任することができる。

2 この場合において出席しない正会員は、第27条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第31条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名

押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第32条 本会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種とする。

2 定時理事会は、毎年3回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集の請求があったとき。
- (4) 前2号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、前条3項第4号の規定に基づき、理事又は監事が招集する場合を除き、会長が招集する。

2 前条第3項第4号の規定に基づく場合は、その請求をした理事又は監事が招集する。

3 理事会を招集するときは、理事及び監事に対して、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催の日の7日前までに通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第14条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した会長及び監事が記名押印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第41条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 補助金
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第42条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第43条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第44条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、法令で定めるところにより、毎事業年度開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、総会に提出し承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第46条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(事業年度)

第47条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第48条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第49条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第50条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により本会が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、国もしくは、地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規程する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第52条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。この場合において、事務局長の任免は、理事会の決議を得て行うものとする。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第9章 情報公開等

(情報公開)

第53条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動、運営等の状況を、積極的に公開するものとする。

2 前項に関して必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が定める。

(個人情報の保護)

第54条 本会は、その業務の上で知り得た情報の保護には、万全を期するものとする。

2 前項に関して必要な事項は、理事会の承認を得て、会長が定める。

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、電子公告により行う。

第10章 補則

(委任)

第56条 この定款の定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の会長（代表理事）は、持地俊勝とし、業務執行理事は、原田憲治とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益法人の設立の登記を行ったときは、第47条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成28年6月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年6月8日から施行する。

附 則

この定款は、令和2年6月16日から施行する。

附 則

この定款は、令和4年6月16日から施行する。

